

昭和浄水場施設運転・維持管理業務  
発注仕様書

令和8年2月27日

奈良県広域水道企業団  
大和郡山事務所

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この発注仕様書は、奈良県広域水道企業団大和郡山事務所（以下「委託者」という。）が管理する浄水場及び場内外の取水井戸・ポンプ場・配水池（以下「浄水場等」という。）の運転管理を円滑に行い、浄水場等の機能を十分に発揮し、維持管理の適正な運営を図るため、運転管理業務委託に係る仕様を定めることを目的とする。

### (業務の履行)

第2条 受託者は、浄水場等及び水道施設の機能が十分発揮できるよう、本発注仕様書のほか、契約書及びその他書類(現場説明を含む)等に基づき、誠実かつ安全に業務を履行しなければならない。

2 本業務の履行期間は、令和8年10月1日から令和11年9月30日までとする。

### (業務の範囲)

第3条 業務委託の範囲及び内容は、「第2章」に定めるところによる。

### (業務管理)

第4条 受託者は、常に善良なる管理者の責任をもって、業務を履行しなければならない。

2 受託者は、労働安全衛生法等の災害防止関係法令の定めるところにより、常に安全衛生の管理に留意し、労働災害の防止に努めるとともに、安全衛生上の障害が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じ、速やかに委託者に連絡すること。

3 受託者は、浄水場等の構造、性能、系統及びその周辺の状態を熟知し、浄水場等の運転に精通するとともに、業務の履行に当たって常に問題意識をもってこれ創意工夫し、設備の予防保全に努めること。

4 受託者は、豪雨、台風、地震、渇水その他の天災及び浄水場等の機能に重大な支障を生じた場合に備え、地域住民と十分に協調を保ち、業務の円滑な進捗を期すること。

### (従事者の届出)

第5条 受託者は、従事者の職種、職務分担等（従事者の資格を証明するものを含む）記載した従事者選任届を届出ること。また異動若しくは変更のある場合は、同様とする。

2 受託者の従事について業務の履行上若しくは変更のある場合は、委託者にて協議する。

### (総括責任者の職務)

第6条 総括責任者に職務は、次のとおりとする。

(1) 本業務の最高責任者として、従事者の指揮、監督、技術技能の向上、労働安全衛生の確保、勤怠管理を行うとともに、事故防止に努めること。

(2) 契約書、発注仕様書、特記仕様書、完成図書、その他関係書類により、業務の目的、内容を十分理解し、施設の機能を把握し、監督職員と密接な連絡をとり、業務の適正かつ円滑な遂行を図ること。

(3) 設備及び管理状況を常に的確に掌握し、いかなる場合においても対処できる体制に努めること。

### (業務履行計画書)

第7条 業務履行計画書には、次の事項について記載しなければならない。業務履行計画書は、特記仕様書に定めるところとする。

(1) 業務概要に関すること。

業務方針及び業務の概要

- (2) 現場組織に関すること。  
現場組織表、業務分担表、緊急時体制表
- (3) 業務工程に関すること。  
年間業務工程表（運転管理・設備点検）
- (4) 業務方法に関すること。  
業務方法・要領及び運転指標、設備点検基準（周期、項目等）
- (5) 安全衛生管理に関すること。  
安全衛生管理対策、安全衛生管理計画表、研修計画表、安全衛生管理組織表
- (6) 保全・保安教育に関すること。  
保全・保安教育の内容、保全保安教育実施予定表
- (7) 各種報告書様式。
- (8) その他必要事項が発生した場合は、委託者、受託者間で協議する。

（年間業務計画書及び年間業務報告書等）

第8条 受託者は、業務履行計画書及び第2章に定めるところにより運転監視、設備点検等、その他業務の履行に係る計画書、報告書等を提出しなければならない。

（月間業務計画書及び月間業務完了報告書等）

第9条 受託者は年間業務計画書に基づき、あらかじめ委託者と協議し、特記仕様書に記す諸事項を踏まえて作成した月間業務計画書を提出しなければならない。なお詳細な諸事項が必要な場合は、月間業務計画書に添付して提出すること。

2 受託者は、月間業務計画書に基づき業務を進行し、特記仕様書に記す内容等により月間業務完了報告書を提出しなければならない。なお、工事等により、月間業務報告書に変更が生じた場合は、備考に計画書は変更になった理由を明記し、工事等の詳細書を月間業務計画書に添付して提出すること。

（委託業務記録等の整備）

第10条 受託者は、業務記録など業務の履行又は確認に必要な書類を常に整備し、委託者が提出を求めた場合は、速やかに提出しなければならない。

2 委託業務記録は、特記仕様書に記す他、受託者が必要と思われる記録類とする。また、特記仕様書に記す委託業務記録類について変更が必要な場合は、委託者との協議による。

（安全管理）

第11条 受託者は、作業の実施にあたり法令などに基づいて安全管理に関する事項を定めなければならない。

（健康管理）

第12条 受託者は、労働安全衛生法の規定により、従事者に対して定期または臨時の健康診断を実施し、従事者の健康管理に努めること。

2 受託者は、水道法第21条に定める健康診断を行い、その結果を委託者に提出すること。検査項目は次のとおりとする。

ア 赤痢・腸チフス・パラチフス・サルモネラ菌検査

イ 腸管出血性大腸菌O157検査

3 前項の健康診断は、業務開始前に1回（技術指導を受ける場合は、その開始前）業務開始後は概ね6ヶ月に1回実施し、陰性の者を従事させること。

(教育及び訓練)

第13条 受託者は、運転・維持管理（運転、監視、点検、測定等）に従事する者に対して、必要な知識及び技能に関する運転管理マニュアル等を作成し、教育しなければならない。

2 受託者は運転・維持管理に従事する者に対し、事故その他災害が発生したときの処置について、危機管理マニュアルを作成し、実地指導、訓練を行わなければならない。

(完成図書、器具等の貸与)

第14条 受託者が業務遂行上必要とする完成図書、特殊工具類は、委託者が貸与する。

2 貸与品については、特記仕様書に記載する事項により台帳を作成し、その保管状況を常に掌握し、毀損、盗難、紛失等があった場合には受託者が弁償しなければならない。ただし委託者、受託者相互に使用する器具、完成図書において、明らかに非が認められない時は、この限りでない。

(整理整頓等)

第15条 受託者は、施設建物及びその周辺を常に清掃し、不用な物品等を整理しなければならない。ただし、特記仕様書で定める清掃は除く。

(事務室等の自主管理)

第16条 受託者は、浄水場等の施設の一部を事務室等として使用する場合には、委託者の許可を受けるとともに、受託者の責任において維持管理を行わなければならない。

2 事務室等は無償で供与するが使用期間中、受託者の責任で汚損等があった場合は、受託者の負担とする。

3 事務室等の使用に伴う光熱水の費用は無償とするが、その使用に当たっては節約に努めなければならない。

(従事者の服装等)

第17条 受託者は、従事者に安全かつ清潔な統一した服装をさせ、対応については、部外者から指摘を受けないようにしなければならない。

(火災の防止)

第18条 受託者は、浄水場等の火災を未然に防止するため、特記仕様書に定める事項により火気取扱い責任者を選任し、火気の正確な取扱い及び後始末を徹底しなければならない。

(浄水場等施設の一般管理)

第19条 受託者は、水道法、労働安全衛生法等の法令、規則及び基準等の関係法令を遵守し、業務の実施、浄水場施設の保安等について、十分注意を払わなければならない。

2 受託者は、業務履行上で必要な諸事項について、委託者と打合せ、協議等を行った場合はその都度内容を議事録として整理し、委託者に提出し承認を受けるものとする。

## 第2章 業務範囲と業務内容

(業務範囲)

第20条 業務の主な内容は次のとおりとし、本条以降に記すほか、特記仕様書に記載するものとする。

### 1 運転業務

- (1) 浄水場等の設備機器の運転制御
- (2) 委託施設の監視及び記録
- (3) 委託施設の巡視点検
- (4) 委託施設の故障・緊急時の対応
- (5) 業務を遂行するための必要な諸作業
- (6) (1)から(5)までの結果記録並びに報告書作成

### 2 保守点検業務

- (1) 浄水場等の機械設備点検（調整及び交換）
- (2) 浄水場等の電気設備点検
- (3) 浄水場等の計装設備点検
- (4) 浄水場等の簡易な補修及び小塗装
- (5) 消防設備点検（法定点検等については除く）
- (6) 着水井、浄水池、配水池、ポンプ所、深井戸の設備及び機能点検
- (7) (1)から(6)までの結果記録並びに報告書作成

### 3 水質管理業務

- (1) 浄水場の運転管理上で必要な通常的な水質検査及び管理は、計画を立てて毎日実施すること。（ただし、法令に定める年1回の検査及び月1回行う水質検査は除く）
- (2) 毎日1回、指定された末端給水栓について行う「色・濁り・残留塩素濃度」の検査（ただし、5月～11月は放水作業含む）
- (3) 採水業務は、委託者が定めた「水質検査年間予定表」に基づき採水し、委託者が指定する水質検査機関へ採水した検体を運搬する。
- (4) 検査において異常が認められた場合は、委託者に連絡すると同時に委託者の緊急体制配下に入る。
- (5) (1)から(4)までの結果記録並びに報告書作成

### 4 維持管理業務

昭和浄水場

- (1) 着水井汚泥搬出に伴う補助業務
- (2) 沈殿池清掃業務
- (3) ろ過池ノズル及び壁面清掃業務
- (4) 深井戸水位調査業務
- (5) 天日乾燥床出入口補修業務
- (6) (1)から(5)までの実施計画及び報告書作成

### 5 外部委託業務

- (1) 除草業務
- (2) 植木剪定業務
- (3) 植木伐採業務
- (4) 桜木配水池清掃業務
- (5) 送配水ポンプ等点検業務
- (6) (1)から(5)までの実施計画及び報告書作成

### 6 その他業務

- (1) 施設見学者の対応補助
- 7 物品等管理業務
  - (1) 浄水場の運転管理に必要な消耗品等の調達と管理
  - (2) 備品、消耗品類の在庫調査及び管理
  - (3) (1)から(2)までの結果記録並びに報告書作成
- 8 引継ぎ業務

契約満了に伴い受託業者の交代が生じた場合は、契約期間内に受託者が作成した運転管理マニュアル・危機管理マニュアル・施設管理台帳等を新たな事業者の説明・指導等を行い全て引き継ぐものとし、契約終了後においても問い合わせ等に応じるものとする。
- 9 その他
  - (1) 夜間・土日祭日における、電話・来客者の対応
  - (2) 夜間・土日祭日における、配水管漏水の通報及び災害緊急通報時における職員への連絡
  - (3) 浄水場等の監視・保安

(施設の運転日及び運転時間)

第21条 業務対象設備の施設の運転時間は、毎日24時間連続とする。ただし、テロ及び天災事変等の事故及び重故障等、現状予測し得ない事象が起り、緊急回避として設備停止に至った場合などについては、別途協議する。

(施設の監視及び制御)

第22条 受託者は、施設の監視及び制御により、異常を発見した場合又は変更が必要な場合は、その都度速やかに委託者に報告し、その指示に従い処置を行う。ただし、次に掲げるものは、受託者の判断で実施し、委託者に報告することとする。

- (1) 浄水過程における、経済的かつ適正な運転管理
  - (2) 取水・送水設備の適正な流量管理
- 2 監視及び制御は次のとおりとする。
- (1) 受変電施設の監視
  - (2) 原水流量、ろ過水流量、送水流量、配水池流入量の監視及び制御
  - (3) 取水井戸の監視及び制御
  - (4) 浄水場等の各地の水位及び流量などの監視及び制御
  - (5) 浄水場等のポンプ施設の流量監視及び制御
  - (6) 急速ろ過池等の運転監視及び制御
  - (7) 濁度、残留塩素等水質の監視
  - (8) 薬品等の注入量の監視及び制御
  - (9) 薬品類、潤滑油脂類の残量記録
  - (10) 薬品等の取扱い及び受け入れ立会い
- 3 受託者は、運転監視日誌を作成し、運転の変更、故障、警報の発生等運転監視に必要なものについては記録し、提出しなければならない。

(巡視点検)

第23条 受託者は、次の巡視点検を実施するものとする。巡視点検の頻度は特記仕様書のとおりとする。

- (1) 受変電施設
- (2) 送水ポンプ、配水池、加圧ポンプ所、取水井戸、配水ポンプ

- (3) 薬品注入設備
- (4) 建物付帯設備機器
- (5) 場内各地の状況
- (6) 急速濾過設備
- (7) その他業務上必要な巡視

(調整及び整備)

第24条 受託者は各機器が正常に作動するように調整及び整備に努めること。ただし、調整及び整備の対象機器及び報告の内容は特記仕様書に定める。

2 受託者は次の調整及び整備を実施するものとする。

- (1) 各種ポンプ類の消耗品の補充
- (2) 各種バルブ類のグリースアップ

(簡易な修繕等)

第25条 受託者は、点検整備により発見した不良箇所若しくは、故障の発生した破損箇所のうち、現場で修理可能なものについては、作業終了後写真等を添付し報告すること。

ただし、緊急を要する場合においては、応急措置を行うとともに、委託者に報告する。

2 設備の簡易な修繕、調整に必要な材料、資材等は委託者が負担するものとし、カメラ、工具類、安全対策器具については受託者の負担とする。

(業務範囲外の業務への補助)

第26条 受託者は、第20条に定める業務範囲以外の業務の補助を行うものとする。

- (1) 委託者が行う催事への協力

(業務管理)

第27条 受託者は、次の業務管理を行うものとする。

- (1) 業務の履行に伴う安全衛生管理
- (2) 業務報告書等の作成及び整理
- (3) 運転操作に伴う運転操作表の作成
- (4) 完成図書等貸与品の管理
- (5) 閉庁日における来客、電話及びFAX等の受付
- (6) 管路漏水事故における職員への連絡
- (7) 浄水場等の保安及び施錠
- (8) 災害時における業務

(就業形態)

第28条 受託者は、業務の履行にあたり原則として次の業務形態により行うものとする。ただし、浄水場の設備が自動化若しくは省力化等により、業務形態を変更しても所定の能力が確保されるような場合には、委託者、受託者双方が打合せの上、業務形態を変更できるものとする。

業 務 名	就 業 形 態
(1) 運転監視業務	24時間
(2) 巡視点検	計画による
(3) 保守点検等	計画による
(4) 水質分析	計画による
(5) 緊急時	必要の都度

(勤務体制)

第29条 受託者は、業務履行計画書に、前条による勤務体制を定めるものとする。

### 第3章 業務書類等

(業務書類等)

第30条 受託者は、業務履行にあたり次の書類を定められた期間内に提出しなければならない。

- 2 契約締結後速やかに、次の書類を提出しなければならない。
  - (1) 着手届
  - (2) 総括責任者選任届
  - (3) 業務履行計画書
  - (4) 借用承諾願
  - (5) その他必要なもの
- 3 年間業務計画書一式（前年度の3月末までに提出）ただし、初年度については、契約締結後速やかに提出すること。
- 4 月間業務計画書一式（前月の25日までに提出）ただし、初年度については、契約締結後速やかに提出すること。
- 5 月間業務完了報告書一式
- 6 年間業務報告書一式
- 7 翌年度4月20日までに、次の書類を提出しなければならない。(1)
  - 業務完了年度年間業務完了届
  - (2) 業務完了年度年間業務完了書類一式
  - (3) その他当該年度業務完了に必要なもの
  - (4) 運転管理マニュアル・危機管理マニュアル・施設管理台帳等その他委託者が要求するもの

(業務検査)

第31条 受託者は、月間及び年間業務を完了したとき特記仕様書に定める方法により、委託者の業務完了検査を受けなければならない。

## 第4章 その他

### (経費の負担)

第32条 受託者が業務履行上で負担する経費は、受託者自ら業務履行上で直接的に必要な事務費及び運転・維持管理費等とし、特記仕様書に定めるものとする。

### (責任)

第33条 契約期間中に生じた運転及び維持管理上の不備、誤操作等による水質の異常、機器等の破損、故障等は、受託者の負担において速やかに補修、改善又は取替若しくは、補償等により解決をするものとする。ただし、テロ天災事変等の事故による場合は、この限りでない。

### (雑測)

第34条 本発注仕様書に明記されていない事項であっても、運転操作上必要な業務等は、良識ある判断に基づいて行わなければならない。

- 2 運転等にかかわる資料を、委託者が要求した場合は、速やかに応じなければならない。
- 3 受託者は、委託者の承諾なく委託者の所有物を場外に持ち出し、又は、業務に必要なとしないものを持ち込んで서는ならない。

### (業務実施におけるリスクマネジメント)

第35条 業務実施における浄水場等の施設について、その水道法上の責任は委託者にあるものとし、本事業範囲における施設の運転・維持管理上の責任は原則として受託者が負うものとする。但し、委託者が責めを負うべき合理的な理由がある事項については、この限りでない。

- 2 リスクの分担及びリスクマネジメントについては、別紙ー1「基本リスク分担表」に基づき、その程度や具体的内容については、別途リスク等協議書を双方協議の上作成するものとする。
- 3 リスクの分配を図るため、委託者及び受託者は、保険対応可能な事項については保険加入を実施するものとする。
- 4 受託者は加入した保険について、業務履行計画書に記載し、その写しを添付するものとする。

### (水質の保証範囲)

第36条 受託者が行う施設の運転において、日常監視項目の保証水質は、表ー1とし、水質管理目標値は、表ー2のとおりとする。

保証水質（表－1）

	項 目	水 質	採 水 箇 所
1	味	異常でないこと	浄水施設出口
2	臭 気	異常でないこと	〃
3	色 度	異常でないこと	〃
4	濁 度	異常でないこと	〃
5	残留塩素濃度	0.6～1.1mg/l程度	〃

水質管理目標値（表－2）

	項 目	水 質	採 水 箇 所
1	味	異常でないこと	浄水施設出口
2	臭 気	異常でないこと	〃
3	色 度	1度以下	〃
4	濁 度	0.10度以下	〃
5	残留塩素濃度	0.6～1.0mg/l程度	〃

（水量の保証範囲）

第37条 受託者が行う施設の運転において、保証すべき水量は令和6年度を参考指標データとするが、特記仕様書第3条を基本とする。

（疑義）

第38条 本発注仕様書に疑義が生じた場合又は、発注仕様書に定めのない事項が生じた場合は、両者協議の上定めるものとする。

別紙-1 基本リスク分担表

リスクの種類	リスクの内容	リスク分担	
		委託者	受託者
運転管理上のリスク	水運用・施設故障時・水質異常時の処置 ・軽微な水運用及び水質に影響を与えない状態 ・減断水を伴う水運用及び水質状態	○ ○	○ ○
保全管理上のリスク	施設の点検	○	○
	施設の修繕	○	△
水質管理リスク	水道法における水質管理責任	○	
廃棄物処理法上のリスク	排出事業者として排出する廃棄物の運搬・処分に関するもの	○	
水質汚濁防止法上のリスク	公共水域の保全に関するもの	○	
災害時のリスク	停電、地震、等災害発生時の施設状況確認及び点検	○	○
	火災発生時の初期対応（消防連絡）及び施設状況確認及び点検	○	○
その他法令上のリスク	受託者の業務履行上で直接関係する法令の遵守責任（労働安全衛生法等、消防法等）		○
	上記以外のもの	○	
法令等変更に関するリスク	この契約に直接関係する法令等の変更	○	
	上記以外の法令変更		○
税制度変更リスク	受託者に影響を及ぼす税制度変更（法人税法等）		○
	広く全般に影響を及ぼす税制度の変更（消費税等）	○	
許認可遅延のリスク	受託者が取得する許認可の遅延に関するもの		○
	上記以外の遅延に関するもの	○	
住民対応リスク	下記以外のもの（水道事業の実施における住民反対運動、住人訴訟等）	○	
	受託者のこの契約履行に直接関係するもの（施設見学等）	○	△
物価変動リスク	契約締結後のインフレ、デフレ	△	△
契約の解除・変更責任	委託者の責めによるもの（安全対策違反、支払滞納等）	○	
	受託者の責めによるもの（法令違反、破綻、放棄等）		○
環境保全リスク	受託者が事業者であるときの、公共用水域の汚染等		○
	上記以外のもの	○	
事故の発生リスク	受託者の責めによる労災事故、設備の損壊事故等		○
	上記以外のもの	○	
不可抗力リスク	地震、洪水等の天災による契約の中止、変更、解除	○	
第三者賠償のリスク	この契約の履行に直接関係する受託者の責めによるもの		○
	上記以外のもの	○	
設備機能の達成リスク	水道施設の機能の維持に関するもの	○	

○：主リスク △：従リスク

## 特記仕様書

(目的)

第1条 この特記仕様書は、発注仕様書について、特に必要な事項を定めることにより、業務の円滑な遂行を図ることを目的とする。

(業務の範囲)

第2条 業務委託の対象施設は、次のとおりとする。

(1)	昭和浄水場	(10)	榎木配水池
(2)	昭和浄水場県水受水タンク	(11)	榎木ポンプ場
(3)	矢田山第2配水池	(12)	東明寺ポンプ場
(4)	矢田山第3配水池	(13)	小泉減圧弁室
(5)	矢田山第4配水池兼県水受水池	(14)	新町電動弁室
(6)	山田ポンプ場	(15)	取水井戸
(7)	山田第1配水池		(昭和浄水場系統 21か所)
(8)	山田第2配水池		(旧北郡山浄水場系統 8か所)
(9)	大阪口配水池		

## 2. 施設の概要

### (1) 昭和浄水場

浄水処理能力	30,200m <sup>3</sup> /日
浄水処理方法	凝集池＋沈殿池＋急速ろ過＋次亜塩素消毒（水源は地下水）
受電設備	6.6KV受電、契約電力322KW

浄水場の設備概要	
区分	設備名
電気設備	受電設備（引込盤、受電盤、変圧器盤、現場監視操作盤等）一式
	配電設備（配電盤、分電盤、コントロールセンター等）一式
	直流電源装置（原動機、発電機、起動装置、燃料貯蔵設備等）一式
	無停電電源装置（UPS装置）一式
	監視制御装置（監視制御盤、制御装置、入出力装置等）一式
	計装設備（流量計、圧力計、レベル計、濃度計器、水質計器、計装盤、調節計、演算器、記録計）一式
	遠方監視装置 一式
機械設備	ポンプ設備（ポンプ、電動機、電動弁）一式（井戸・調節計・演算器・記録計）一式
	砂ろ過設備（電動弁、弁類、洗浄装置）一式
	排水・排泥設備（ポンプ）一式
	排泥処理設備（天日乾燥床・返送ポンプ）一式
	次亜塩素注入設備（注入機、タンク）一式
	凝集剤注入設備（注入機、タンク）一式

(2)	昭和浄水場県水受水タンク	有効容量	5,000m <sup>3</sup>
(3)	昭和浄水場第1配水池	有効容量	5,000m <sup>3</sup>
(4)	昭和浄水場第2配水池	有効容量	5,000m <sup>3</sup>
(5)	矢田山第2配水池	有効容量	80m <sup>3</sup>
(6)	矢田山第3配水池	有効容量	10,000m <sup>3</sup>
(7)	矢田山第4配水池兼県水受水池	有効容量	5,000m <sup>3</sup>
(8)	山田第1配水池	有効容量	21.23m <sup>3</sup>
		ポンプ能力	0.1m <sup>3</sup> /分×72m×3.4kW×2台
(9)	山田第2配水池	有効容量	20m <sup>3</sup>
		ポンプ能力	0.27m <sup>3</sup> /分×74m×5.5kW×2台
(10)	大阪口配水池	有効容量	5,000m <sup>3</sup>
(11)	檜木配水池	有効容量	4m <sup>3</sup>

配水池の設備概要

区 分	設備名
電気設備	受電設備（引込盤、現場監視操作盤等）一式
	配電設備（配電盤、分電盤等）一式
	計装設備（流量計、レベル計）一式
	遠方監視装置 一式
機械設備	ポンプ設備（ポンプ、電動機、電動弁）一式
	UPS装置 一式
	緊急遮断弁装置（電動弁、流量計）一式 （矢田山第4・大阪口配水池のみ）

(12)	矢田山ポンプ場 (矢田山第4配水池敷地内)	ポンプ能力	0.8m <sup>3</sup> /分×72m×15kW×2台
(13)	山田ポンプ場	有効容量 ポンプ能力	7.94m <sup>3</sup> 0.1m <sup>3</sup> /分×72m×3.7kW×2台
(14)	榎木ポンプ場	ポンプ能力	0.048m <sup>3</sup> /分×91m×1.5kW×2台
(15)	東明寺ポンプ場	ポンプ能力	0.1m <sup>3</sup> /分×74m×5.5kW×2台

#### ポンプ場の設備概要

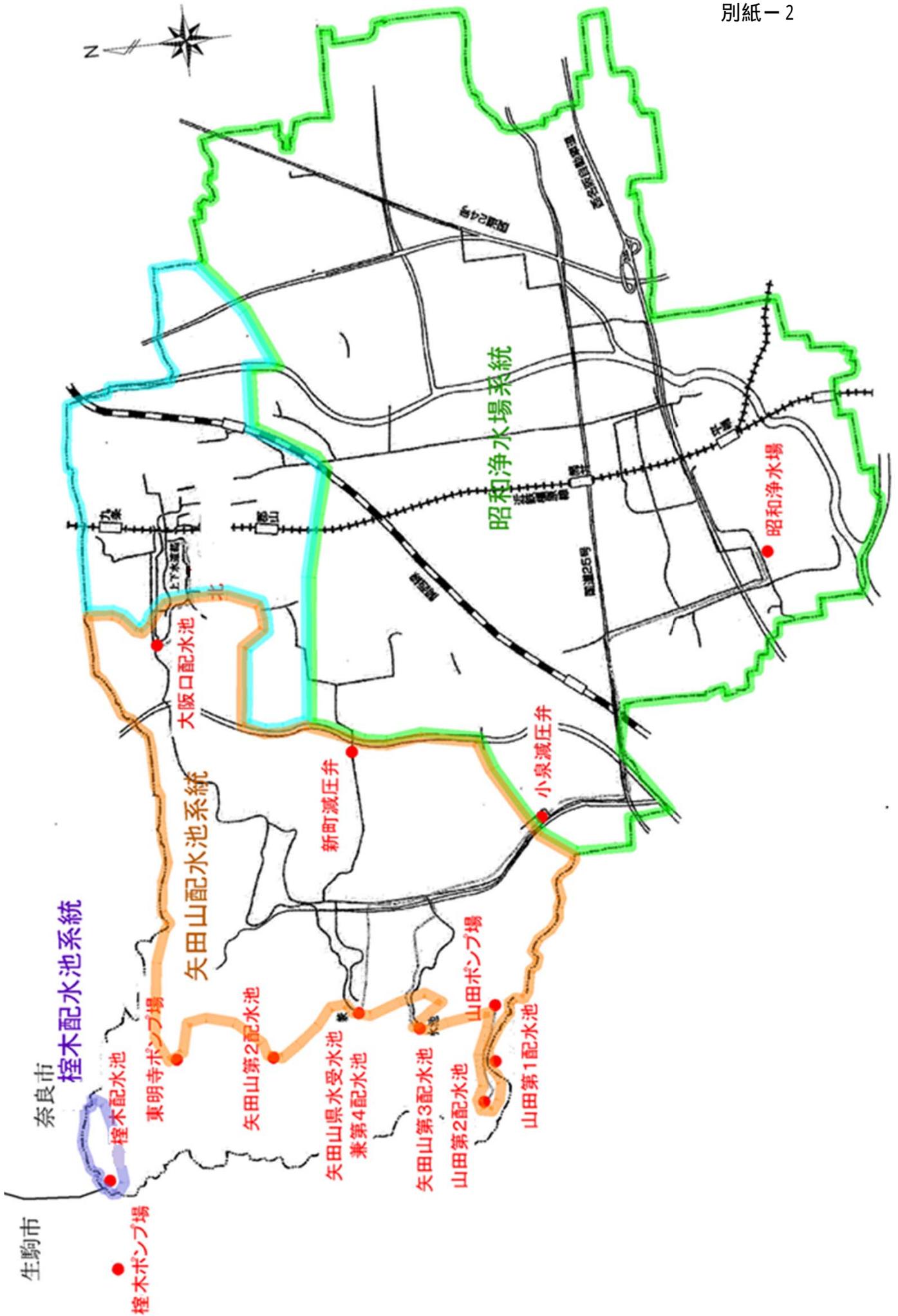
区 分	設備名
電気設備	受電設備（引込盤、受電盤、変圧器盤、現場監視操作盤等）一式
	配電設備（配電盤、分電盤等）一式
	遠方監視装置 一式（昭和浄水場で制御）
機械設備	ポンプ設備（ポンプ、電動機、電動弁）一式

(16)	取水井戸	
ア	昭和浄水場系	21か所
イ	旧北郡山浄水場系	8カ所

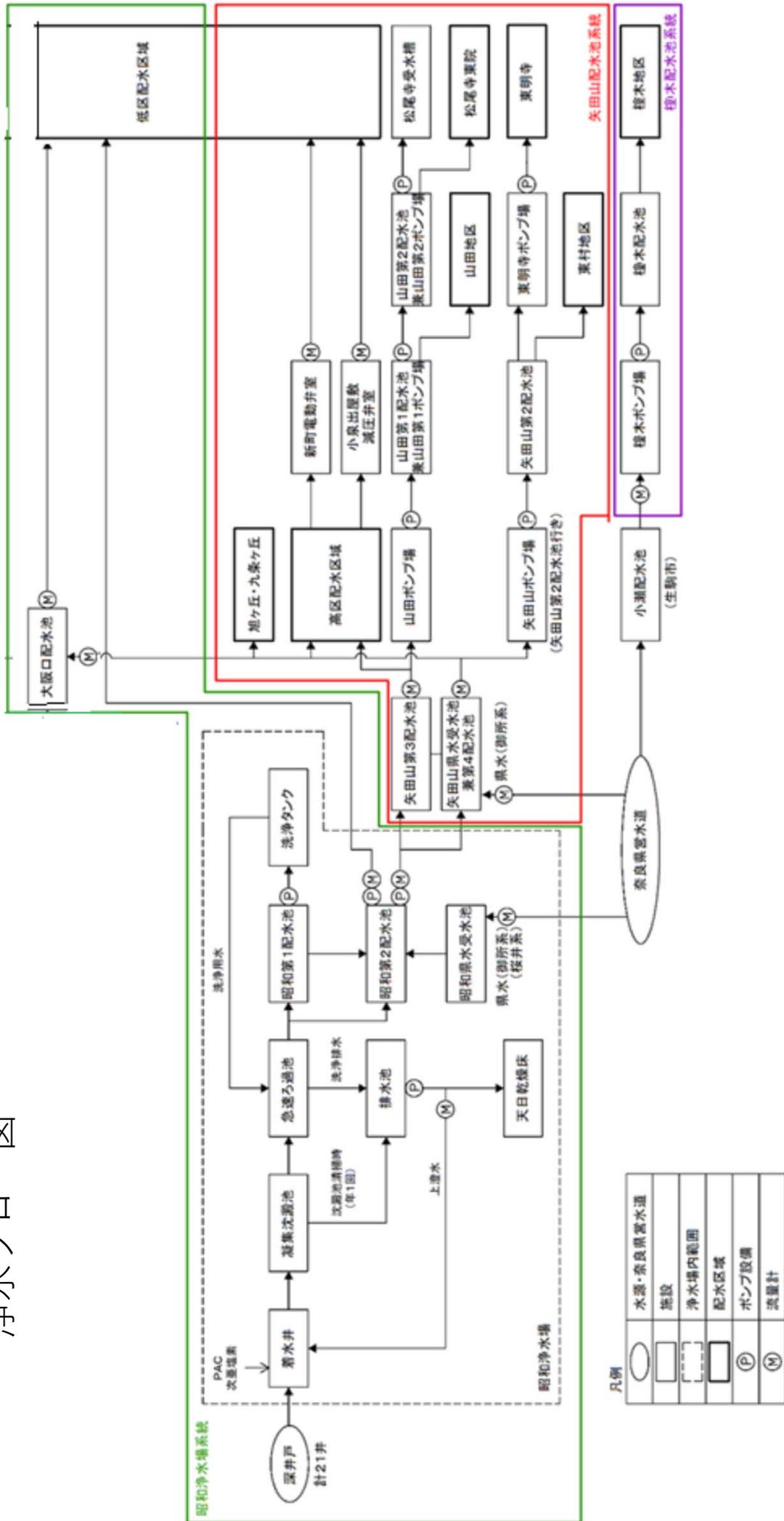
#### 取水井戸の設備概要

区 分	設備名
電気設備	受電設備（引込盤、受電盤、変圧器盤、現場監視操作盤等）一式
	配電設備（配電盤、分電盤等）一式
	遠方監視装置 一式
機械設備	ポンプ設備 一式

配水区域図



浄水フロー図



### 3. 業務の内容

#### (1) 運転監視業務

##### ア 勤務日数及び人数

- ・運転監視は、24時間/日、244日/年を良好な状態で監視する。

##### イ 対象施設

- ・昭和浄水場、昭和水受水タンク、矢田山第2配水池、矢田山第3配水池、矢田山第4配水池兼水受水池、山田ポンプ場、山田第1,2配水池、小泉減圧弁室、新町電動弁室、取水井戸（昭和浄水場系21箇所）大阪口配水池、榎木配水池、榎木ポンプ場、東明寺ポンプ場、取水井戸（旧北郡山浄水場系8箇所）

##### ウ 勤務場所

- ・浄水場監視室（イの対象施設を浄水場監視室から遠隔監視制御する。）

#### (2) 保守点検業務

ア	昭和浄水場	コ	山田ポンプ場
イ	昭和浄水場水受水池	サ	東明寺ポンプ場
ウ	矢田山第2配水池	シ	榎木ポンプ場
エ	矢田山第3配水池	ス	小泉減圧弁室
オ	矢田山第4配水池兼水受水池	セ	新町電動弁室
カ	山田第1配水池	ソ	取水井戸
キ	山田第2配水池	(ア)	昭和浄水場系 21か所
ク	大阪口配水池	(イ)	旧北郡山浄水場系 8か所
ケ	榎木配水池		

- ・日常点検回数は、48回/年（4回/月）とする。
- ・定期点検回数は、12回/年（1回/月）とする。
- ・ソ（イ）旧北郡山浄水場系 8か所については、3か月に1度の状態確認のみ

(3) 水質管理業務 (別紙—4 参照)

ア 水質検査業務 次の各施設及び区域内の給水栓等の5項目検査(色・濁り・残留塩素濃度・味・臭気)。

- ・東村
- ・石川
- ・昭和浄水場
- ・奈良口

上記採水回数は、365回/年(毎日)とする。

- ・東明寺・榎木配水池・山田町・矢田山遊びの森

上記採水回数は、52回/年(週1回)とする。ただし、矢田山遊びの森については、5月～11月までは週2回とする。

- ・下三橋1
- ・下三橋2

上記採水回数は、5月～11月の期間で週1回

イ 採水業務 次の各施設及び区域内の給水栓等の採水。

昭和浄水場(給水栓) ・昭和浄水場(着水井)

上記採水回数は、13回/年(7月のみ2回)とする。

- ・奈良口(給水栓)

- ・石川(給水栓)
- ・東村(給水栓)

上記採水回数は、12回/年(月1回)とする。

- ・昭和浄水場(ろ過水)

上記採水回数は、4回/年(3か月に1回)とする。

- ・昭和深井戸(21ヶ所)

上記採水回数は、1回につき2か所ずつを年11回とする。

ウ 検体運搬業務

イで採水した検体を委託者が指定する水質検査機関へ運搬する。

- ・運搬回数は、月1回程度

(4) 維持管理業務 (別紙—5 参照)

昭和浄水場

- ア 着水井汚泥搬出に伴う補助業務  
着水井汚泥搬出事前準備等作業 1回/2年  
偶数年を実施
- イ 沈殿池清掃業務  
沈殿池(2池)汚泥清掃等作業 1回/年
- ウ ろ過池ノズル清掃業務  
ろ過池(5池)ノズル及び壁清掃作業 1回/年
- エ 深井戸水位調査業務  
深井戸21ヶ所の動静水位等調査 4回/年
- オ 天日乾燥床出入口補修業務  
8ヶ所の出入口の簡易補修作業 1回/年

(5) 外部委託業務 (別紙—6 参照)

- ア 除草業務  
昭和浄水場の一部除草作業 2回/年  
矢田山第4配水池施設の一部除草作業 1回/年
- イ 植木剪定業務  
昭和浄水場内植木剪定作業 2回/年
- ウ 植木伐採業務  
矢田山第3・第4配水池及びその他関連施設内の植木及び入木伐採作業 1回/年
- エ 桜木配水池清掃業務  
配水池の清掃・清掃後の消毒殺菌、水質検査及び外部内部点検作業 1回/年
- オ 送配水ポンプ等点検業務  
送配水ポンプ等21台の簡易点検作業 1回/年

※上記業務については、業務毎に詳細な作業報告書を提出すること。

(6) その他業務 (別紙—7 参照)

- ア 施設見学者の対応補助  
浄水場施設見学者の施設案内及び対応補助 随時/年

上記業務を年間業務計画予定表及び月間業務計画予定表に記載し、発注仕様書 第8条に基づき報告すること。

(施設運転概要)

第3条 施設の運転能力に関する基準値等は、次の通りとする。

- 1 浄水場の取水量及び配水量は、令和6年度運転実績を基準とし、別紙—8「浄水場等年間運転管理指標及び薬品等基準値」のとおりとする。
- 2 浄水場の薬品の使用量は、令和6年度運転実績を基準とし、別紙—8「浄水場等年間運転管理指標及び薬品等基準値」のとおりとし、薬品は委託者が調達するものとする。
- 3 水質の保証及び管理目標値に関しては、別紙—8「浄水場等年間運転管理指標及び薬品等基準値」に規定されたとおりとする。
- 4 上記、運転概要は目安であって、自然状況によって変動することが考えられるので月毎に精査し、今後の指標を委託者、受託者間で協議とする。

(運転管理業務履行計画書の要領)

第4条 発注仕様書第7条「運転管理業務履行計画書」の作成要領は、次のとおりとする。

- 1 業務計画書は、日本工業規格A版により作成し、原則としてA4、A3とする。
- 2 運転管理業務計画書を構成する作成要領は、次のとおりとする。
  - (1)「業務概要に関すること」は、水道施設の重要性に鑑み、その目的を達成するための委託業務における管理の基本方針及びその概要について業務委託に対する考え方が把握できるように記載すること。
  - (2)「現場組織に関すること」は、運転管理業務を遂行する上で必要な組織及び体制について、業務組織、業務分担・緊急時体制・その他の組織・体制が明確に把握できるように記載すること。
  - (3)「業務工程に関すること」は、安全で安定的に浄水を供給するための運転計画や設備点検、水質管理等について、年間を通じて各業務計画が把握できるように記載すること。
  - (4)「業務方法に関すること」は、浄水場等施設を安定的に管理運営していくための運転指標や各施設の運転方法及び要点(ポイント)、日常及び巡回点検の内容・頻度・要領、清掃の内容・要領等、その他必要な事項について具体的に記載すること。
  - (5)「安全保安教育に関すること」は、事故、災害等未然に防止し、安全に業務委託を遂行するための全衛生管理にかかわる基準、安全衛生に関する組織体制等について具体的に記載すること。
  - (6)「各種報告書様式」は、契約書、発注仕様書及び特記仕様書等で報告業務を課せられている報告書及び委託者が要求する報告書のほか、業務上必要と思われるものについて様式を作成する。

(月間業務計画書等)

第5条 発注仕様書第9条第1項及び第3項で定める月間業務計画書及び月間業務完了報告書に記載する内容等は、次のとおりとする。

- (1) 月間業務計画書は、年間業務計画書で計画した、運転監視業務、保守点検業務、水質管理業務、維持管理業務、調達業務、その他業務について、より具体的に記載する。
- (2) 月間業務完了報告書は、月間業務計画書で計画した諸事項に対して、その実績が明らかとなるよう記載すること。(内容は受託者と協議の上、決定する。)

(貸与品の台帳)

第6条 発注仕様書第14条で定める貸与品については、台帳に記載し管理する。(内容は受託者と協議の上、決定する。)

(簡易な修繕等)

第7条 発注仕様書第25条に規定する簡易な修繕等とは、次のとおりである。

- (1) 特殊技能や特殊工具を使用しない修理、造作
- (2) 足場を使用しない場所において、錆、腐食等による剥離、錆防止のため行う部分的な塗装

(業務完了報告書)

第8条 月間業務完了報告書及び年間業務完了報告書は以下について報告すること。

1 月間業務完了報告書

業務完了月毎に次のものを提出する。

- (1) 月間業務完了検査願
- (2) 月間業務完了届
- (3) 月間業務完了報告書
  - ア 月間所見
  - イ 月間運転管理データ
  - ウ 月間水質管理データ
  - エ 業務実績報告書
- (4) その他業務検査必要書類

2 年間業務完了報告書

業務完了年毎に次のものを提出する。

- (1) 年間業務完了検査願
- (2) 年間業務完了届
- (3) 年間業務完了報告書
  - ア 年間所見
  - イ 年間運転管理データ
  - ウ 年間水質管理データ
  - エ 業務実績報告書
  - オ 物品管理報告書
  - カ 保全管理年間実績報告書
- (4) その他業務検査必要書類

(業務完了検査)

第9条 業務完了検査は、次の方法により行うものとする。

1 月間業務完了検査

- (1) 月間業務完了検査は、受託者から月間業務完了検査願が提出された以降に、委託者が受託者立会いのもとに行うものとする。
- (2) 検査日及び場所については、委託者と受託者が協議して定めるものとする。また、受託者は、遅滞なく業務完了届を委託者に提出すること。
- (3) 検査は、業務計画書に基づき受託者が提出した月間業務完了報告書の内容について照合・確認を行う。
- (4) 業務完了報告書の検査内容のうち、委託者が特に認めた事項については、検査を省略することができる。
- (5) 検査結果、不合格となった部分があるときは、受託者は速やかに不合格部分を改良し、再検査を受けるものとする。

2 年間業務完了検査

- (1) 年間業務完了検査は、受託者から年間業務完了検査願が提出された以降に、委託者が受託者立会いのもとに行うものとする。
- (2) 検査日及び場所については、委託者と受託者が協議して定めるものとする。また、受託者は、遅滞なく業務完了届を委託者に提出すること。
- (3) 検査は、業務計画書に基づき受託者が提出した年間業務完了報告書の内容について照会・確認を行う。
- (4) 業務完了報告書の検査内容のうち、委託者が特に認めた事項については、検査を省略することができる。

- (5) 検査結果、不合格となった部分があるときは、受託者は速やかに不合格部分を改良し、再検査を受けるものとする。

(経費の負担)

第10条 受託者が負担すべき経費は、次のとおりとする。

- (1) 机・椅子・書棚・ロッカー・パソコン・プリンター・コピー機等の事務備品。ただし、委託者が使用を認めた場合は、この限りではない。
- (2) 各種用紙・筆記用具・ファイル等の事務用品。ただし、委託者が使用を認めた場合は、この限りではない。
- (3) ポット・食器棚・茶器・台所用品等の消耗品。ただし、委託者が使用を認めた場合は、この限りではない。
- (4) 各種作業服・各種靴・各種手袋・ヘルメット・安全マスク・保護眼鏡等の安全保護具・機器
- (5) 整備点検・簡易な修理に係る点検工具、計測機器、懐中電灯等の工具・機器。ただし、委託者が使用を認めた場合は、この限りではない。
- (6) 点検・巡回用車両及び車両維持にかかわる費用。
- (7) 清掃用具及び清掃用品、消耗品。ただし、委託者が使用を認めた場合は、この限りではない。
- (8) 電話・ファックスの設置工事費及び維持費。ただし、緊急時には、電話、ファックス等は、委託者所有の機器を利用できるものとする。
- (9) 浄水場等巡回のための装置（巡回、点検ツール）
- (10) 備消耗品等の調達、管理経費
- (11) 各種保険の加入に係る経費

(設備管理台帳)

第11条 設備管理台帳は、計画的な改築、修繕が実施できるよう機器仕様、故障、工事経歴等について記載したものを作成・整備する。

## 水質管理業務

## 1 水質検査業務

種別			採水箇所位置
色・濁り・残留塩素濃度の検査浄水	4か所	1回/日	①④～⑥
	3か所	1回/週	⑦⑧⑫
	1か所	2回/週	⑨（5月～11月）
		1回/週	⑨（12月～4月）
	2か所	1回/週	⑩⑪（5月～11月）
(水質検査年間予定表 別紙4－(1) 参照)			

## 2 水質検査に伴う採水業務

種別				採水箇所位置
浄水（浄水場給水栓）	1か所	1回/月	13回/年	①
原水（浄水場着水井）	1か所	1回/月 (7月のみ2回)	13回/年	②
浄水（浄水場ろ過水）	1か所	1回/3か月	4回/年	③
浄水（給水末端）	3か所	1回/月	12回/年	④～⑥
原水（取水井戸）	2 1か所	各1回/年		⑬

## ◆採水箇所（別紙－4－(2) から (8) 参照）

- |              |                   |
|--------------|-------------------|
| ① 昭和浄水場（給水栓） | ⑧ 檜木配水池           |
| ② 昭和浄水場（着水井） | ⑨ 矢田山遊びの森         |
| ③ 昭和浄水場（ろ過水） | ⑩ 下三橋1（ドレン）       |
| ④ 東村（給水末端）   | ⑪ 下三橋2（ドレン）       |
| ⑤ 奈良口（給水末端）  | ⑫ 山田町（山田第2配水池）    |
| ⑥ 石川（給水末端）   | ⑬ 昭和浄水場深井戸（2 1か所） |
| ⑦ 東明寺（給水栓）   |                   |

## 水質検査年間予定表

採水場所	4月	5月	6月	7月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
昭和浄水			全項目 カビ臭	カビ臭	KA	カビ臭	省略不可 カビ臭 A s, Fe			省略不可 As, Fe			省略不可 As, Fe
石川浄水			全項目 カビ臭	カビ臭		カビ臭	省略不可 カビ臭 A s, Fe			省略不可 As, Fe			省略不可 As, Fe
奈良口浄水			全項目 カビ臭	カビ臭		カビ臭	省略不可 カビ臭 Fe			省略不可 Fe			省略不可 Fe
東村浄水			全項目 カビ臭	カビ臭		カビ臭	省略不可 カビ臭 Fe			省略不可 Fe			省略不可 Fe
昭和ろ過水			THM, As, Fe ジクロロ トリクロロ	THM, As, Fe			THM, As, Fe ジクロロ トリクロロ			THM, As, Fe ジクロロ トリクロロ			THM, As, Fe ジクロロ トリクロロ
昭和系井戸 (検査分類 I 1.2項目)		2, 12号井	3, 13号井	4, 14号井	1, 11号井	5, 15号井	6, 16号井	7, 17号井	8, 18号井	9, 19号井	10, 20号井		11, 21号井
昭和着水井	Fe, Mn, As			全項目 消毒副生成物除く	農薬検査 KA			Fe, Mn, As			Fe, Mn, As		

※揮発性有機化合物7項目(四塩化炭素、1,4-ジメチルベンゼン、シス-1,2ジクロロエチレン及びトランス-1,2ジクロロエチレン、ジクロロメタン、トリクロロエチレン、ペンゼン) VOC7

KA (水質管理目標設定項目) <昭和浄水、昭和着水井、北1井の5箇所>及びN (農薬検査) <昭和着水井…項目1~40>を委託予定。

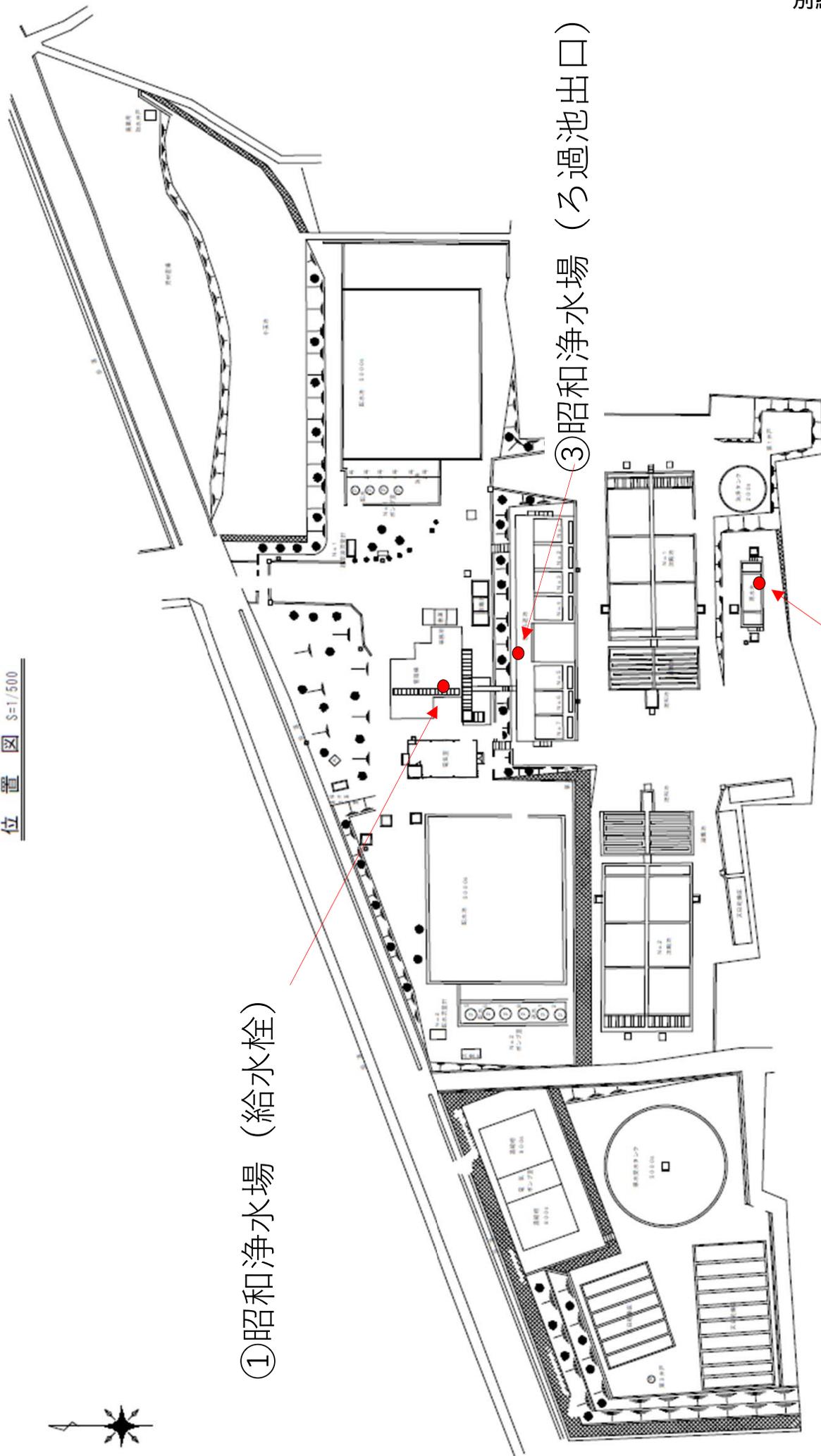
THM: 総トリハロメタ As (ヒ素): ヒ素及びその化合物 ジクロロ酢トリクロロ: ジクロロ酢トリクロロ: トリクロロ酢酸 B: ホウ素及びその化合物 フェ: フェノール類

NO2: 亜硝酸性窒素 CN-: シアン化合物イオン及び塩化シアアン 非: 非イオン界面活性剤 Cr (6+): 六価クロム化合物 陰: 陰イオン界面活性性

Hg: 水銀及びその化合物 Se: セレン及びその化合物

# 昭和浄水場 採水管所位置図

位置図 S=1/500



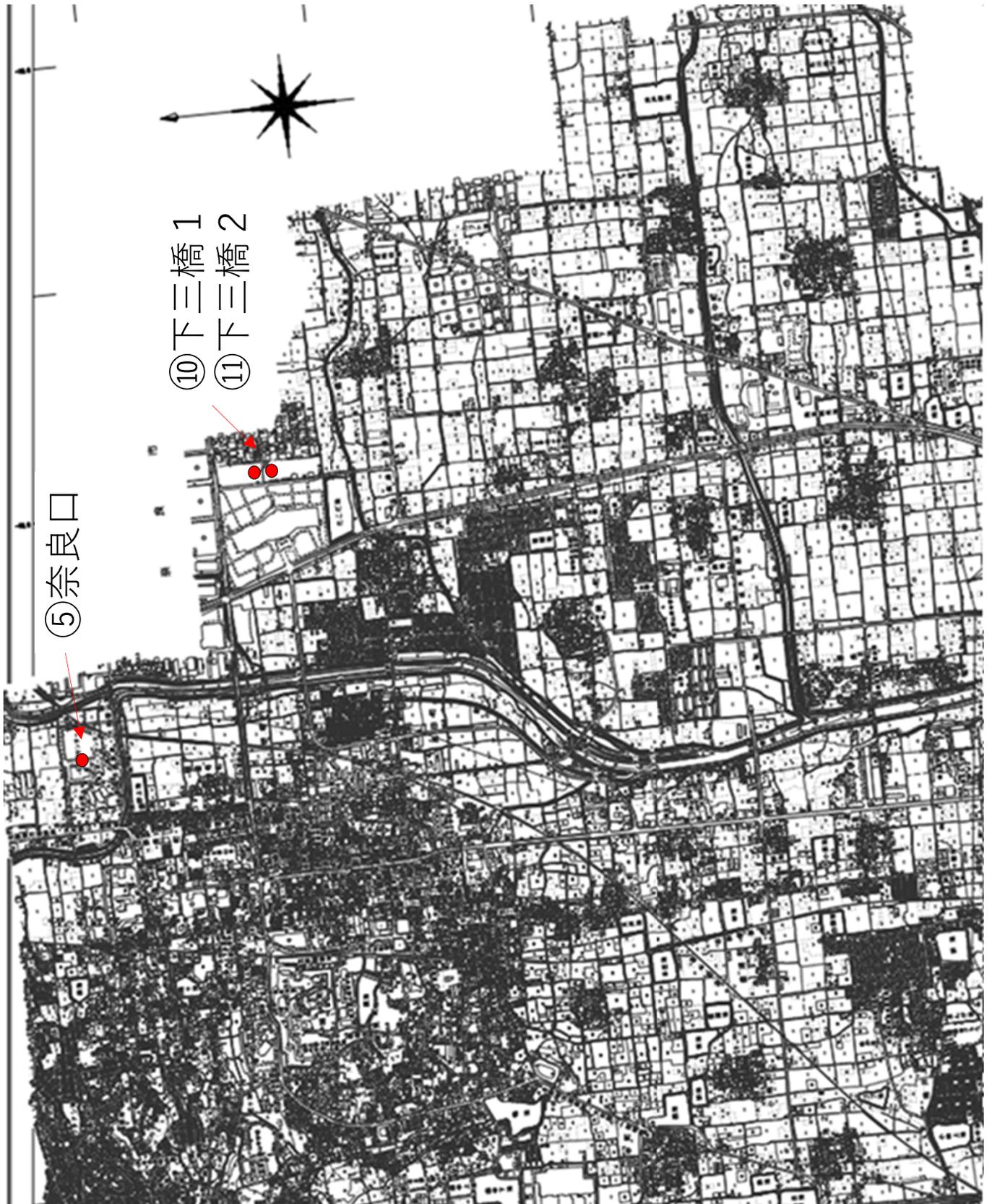
①昭和浄水場 (給水栓)

③昭和浄水場 (ろ過池出口)

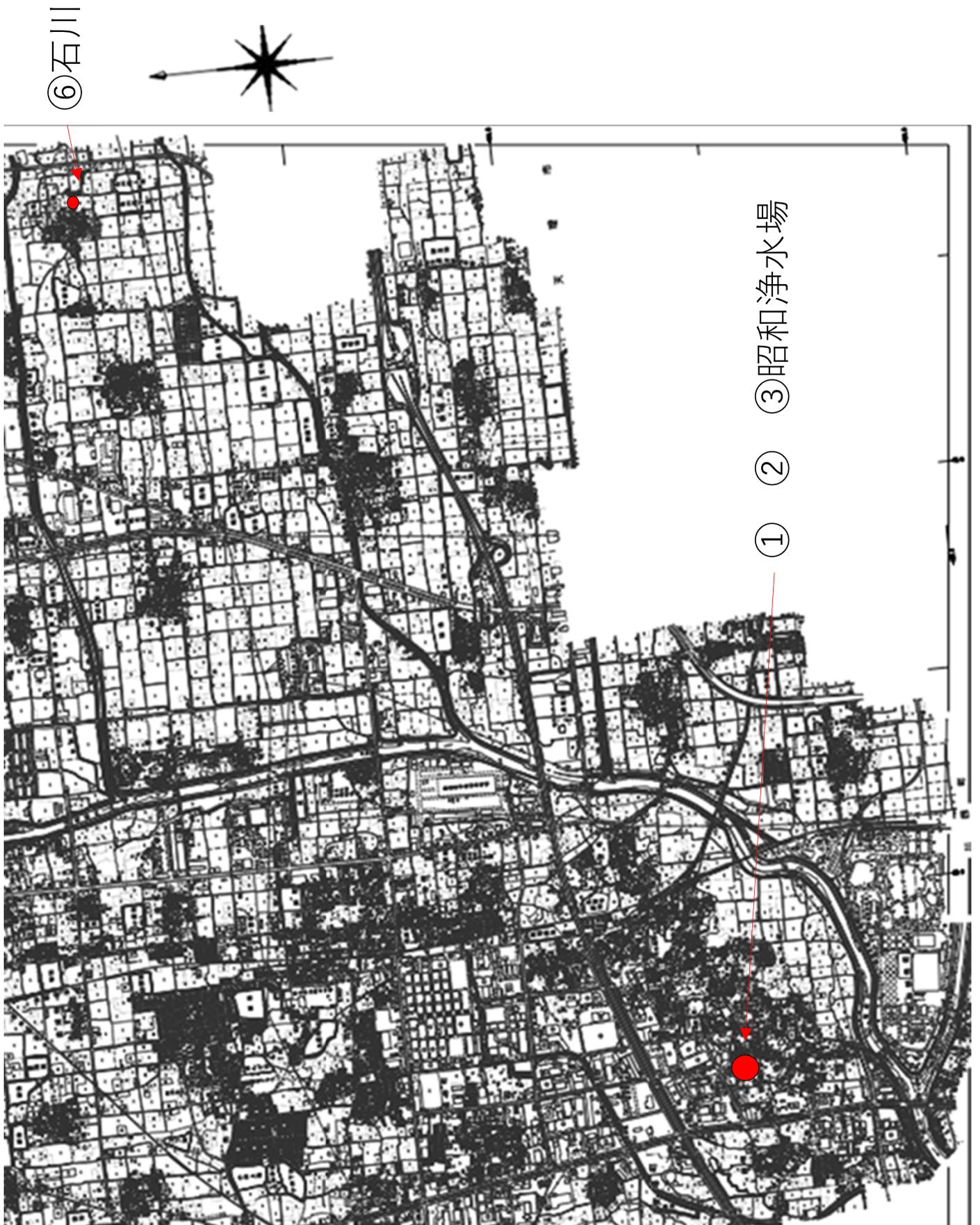
②昭和浄水場 (着水井)

昭和浄水場

採水管所位置図



採水管所位置図





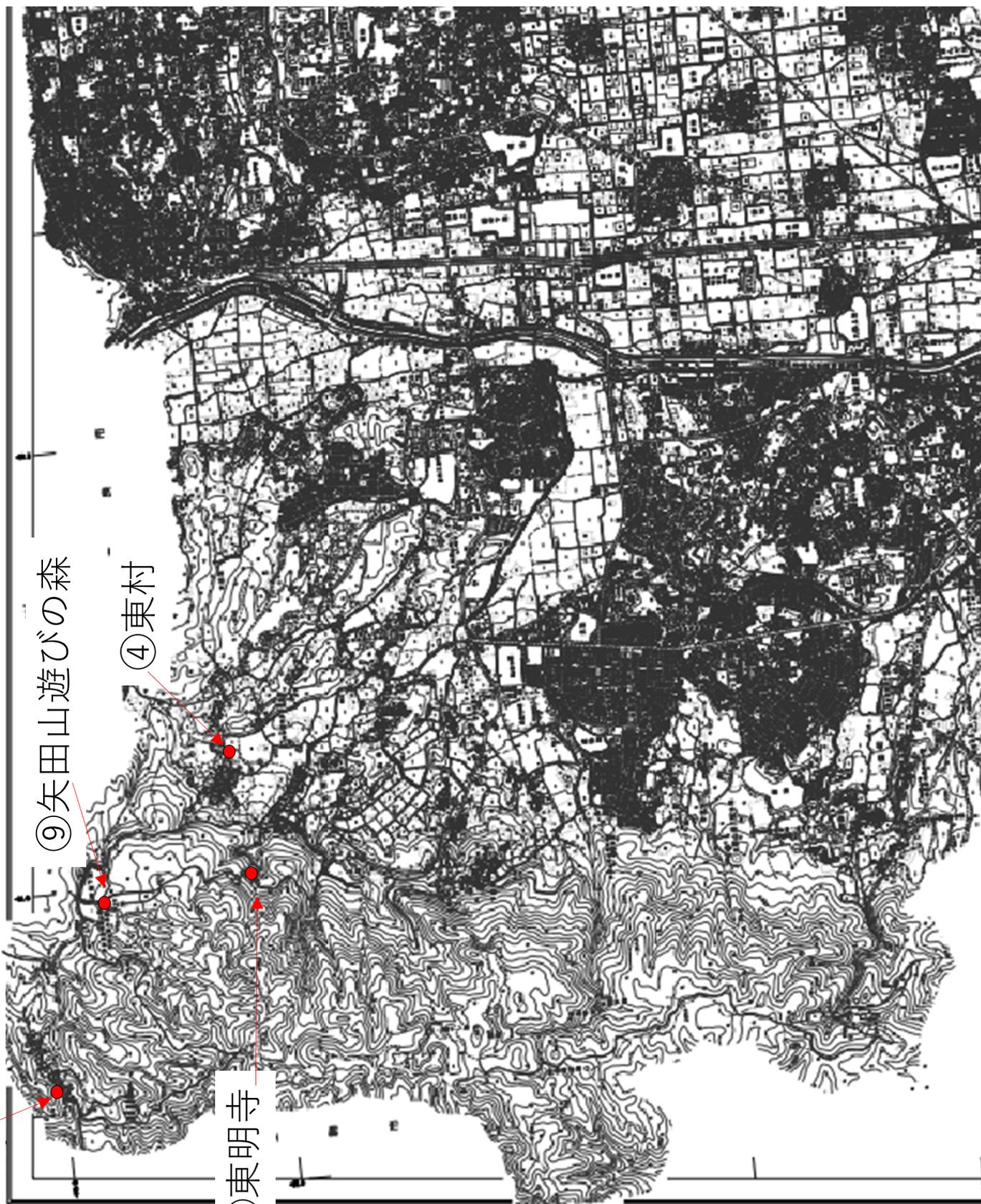
採水管所位置図

⑧榎木配水池

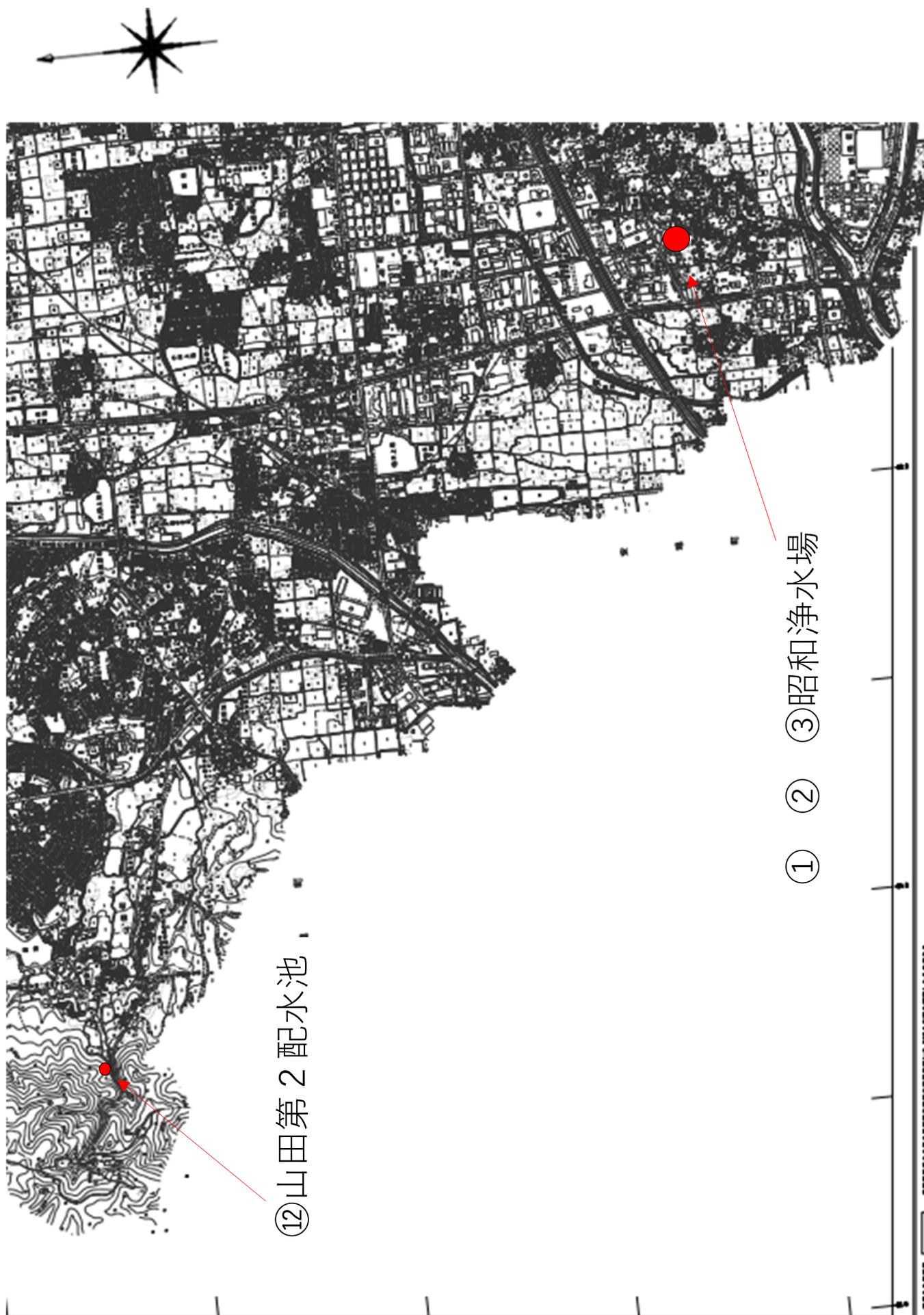
⑨矢田山遊びの森

④東村

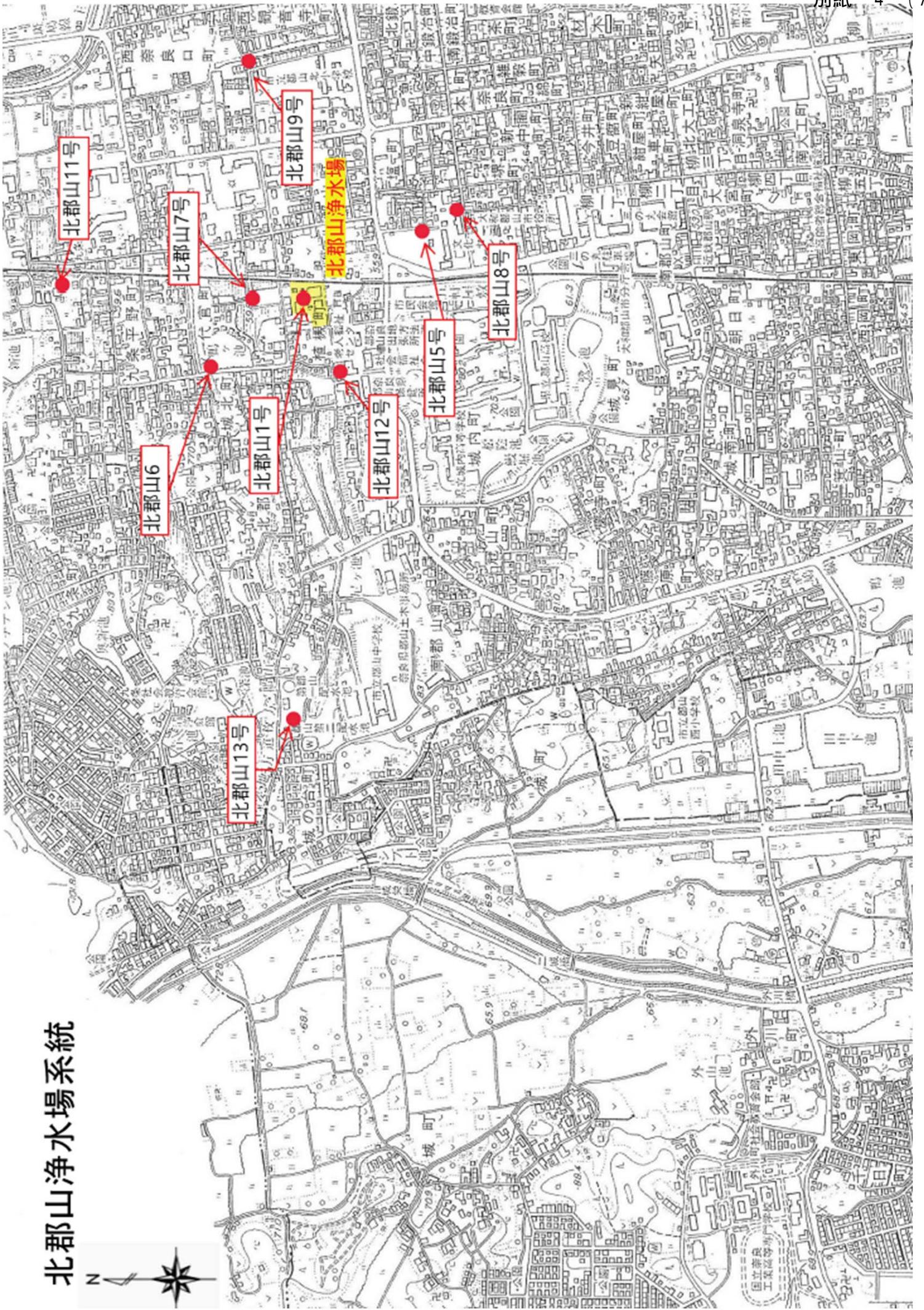
⑦東明寺

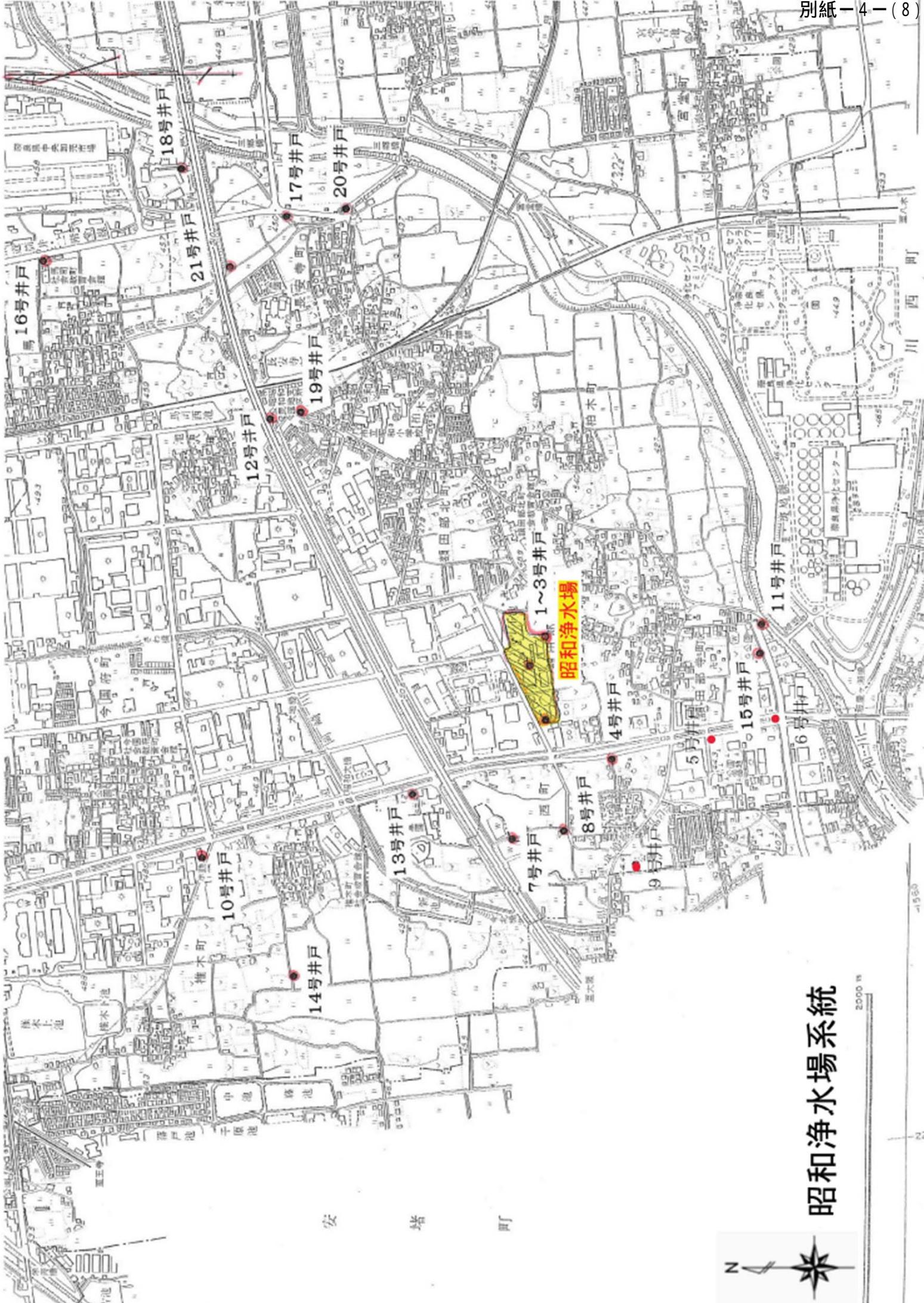


採水管所位置図



# 北郡山浄水場系統





# 昭和浄水場系統

2000 尺



## 維持管理業務

## 昭和浄水場

## (1) 着水井清掃業務

偶数年ごと（令和8年・令和10年）の10月から翌3月末に実施

施設名	幅(m)	長さ(m)	深さ(m)	実施時期
着水井	5.00	14.00	4.00	2月～3月

## 主な作業内容

汚泥搬出事前準備等

原水流入バルブ等の操作及びポンプ（100v）設置及び撤去

## (2) 沈殿池清掃業務

施設名	幅(m)	長さ(m)	深さ(m)	実施時期
1号沈殿池	20.40	38.60	3.50	1月
2号沈殿池	20.40	38.60	3.50	2月
排泥地(西側)	12.70	12.70	5.00	(注1) 1～4月

## 主な作業内容（年1回）

事前処置

ブルーシート10m\*10m\*12枚撤去

ポンプ（200v）2台設置及び撤去

沈殿池泥出し清掃

泥出し清掃。作業道具準備及び回収

作業にかかるバルブ操作等

事後処置

ブルーシート10m\*10m\*12枚装着

泥出し後、排泥池から天日乾燥床への排水(注1)

排水作業終了後の排泥池の清掃（2池終了時）

## (3) ろ過池ノズル及び壁面清掃業務

施設名	幅(m)	長さ(m)	深さ(m)	ノズル	実施時期
ろ過池	6.00	7.04	1.2～1.5	80個	4月

## 主な作業内容

1号～7号ろ過池の各休止日にノズル80個を清掃後、2号から6号について高圧洗浄機等で壁面を洗浄する。

## (4) 深井戸水位調査業務

対象施設	名称	実施時期
昭和浄水場管内(21ヶ所)	1～21号	5, 8, 11, 2月

## 主な作業内容（各深井戸に対する作業）

動静水位及び電圧・水圧・揚水量等の調査をおこなう

## (5) 天日乾燥床出入口補修業務(材料支給)

施設名	幅(m)	高さ(m)	床数	実施時期
昭和浄水場天日乾燥床	1.35	1.00	8	12月

## 主な作業内容

天日乾燥池出入口の羽目板並びに水漏れ防止シート（防草シート）の張替え補修

## 外部委託業務

- (1) 除草業務作業（器材及び運搬車両等は、受託者の負担）

対象施設	面積(m <sup>2</sup> )	実施時期	備考
昭和浄水場（北西側）	713.00	6月・1月	急傾斜地
矢田山第4配水池（北側）	1180.00	8月	

主な作業内容

雑草の除草・集草・処分及び作業区域に含まれる水路浚渫

- (2) 植木剪定業務（器材及び運搬車両等は、受託者の負担）

対象施設	対象物		本数	実施時期
昭和浄水場	松	幹周60-120cm未満	8	冬 期 (1月～2月)
	松・ヒマヤスギ 他	幹周60cm未満	23	
	サザンカ	円筒形樹高200-300cm	14	
	サザンカ	円筒形樹高100-200cm	1	
	モクセイ	球形樹高200-300cm	2	夏 期 (6月～7月)
	ヒラド	球形樹高100-200cm	40	
	ヒラド	球形樹高200-300cm	50	
	玉イブキ	球形樹高100-200cm	3	
	サザンカ	球形樹高200-300cm	5	

主な作業内容

植木の刈込及び剪定・集草・処分

- (3) 植木伐採業務（器材及び運搬車両等は、受託者の負担）実施時期 年1回 冬期

主な作業内容（作業場所及び範囲は、随時委託者が指定する）

矢田山第3・第4配水池及びその他関連施設内の植木及び入木の伐採・集木・処分  
1回の作業規模は、500,000円程度とする。

\* 幹周50cm 樹高200cm 以上対象

- (4) 檜木配水池清掃業 実施時期 年1回 冬期 主な作業内容

配水池の清掃及び清掃後の消毒殺菌、水質検査。外部内部点検作業 配水池内の水の排水及び受水作業（排水・流入バルブ操作及びポンプ場操作必要）

- (5) 送配水ポンプ点検業務 実施時期 年1回 主な作業内容

送配水ポンプ等21台の簡易点検作業(機器一覧 別紙—6—1)

\* 点検項目

- |                     |                |
|---------------------|----------------|
| ①簡易性能運転試験(電流値、吐出圧力) | ④ポンプモーターグリス注入  |
| ②振動及び騒音等簡易測定        | ⑤グランドパッキン調整    |
| ③外観その他(不良・不具合箇所把握)  | ⑥ギヤカップリンググリス交換 |

所在	機器名称	メーカー名	仕様	口径	能力	電圧
昭和浄水場 第1 ポンプ室	1号 洗浄ポンプ	電業社機械製作所	立軸片吸込渦巻ポンプ	φ 200*150	3.3m <sup>3</sup> /min*30m*30kw	200V
	2号 洗浄ポンプ	電業社機械製作所	立軸片吸込渦巻ポンプ	φ 200*150	3.3m <sup>3</sup> /min*30m*30kw	200V
昭 and 浄水場 第2ポンプ室	5号 配水ポンプ	西島製作所	横軸両吸込渦巻ポンプ		7.0m <sup>3</sup> /min*50m*90kw	3300V
	6号 配水ポンプ	電業社機械製作所	横軸両吸込渦巻ポンプ	φ 250*150	5.0m <sup>3</sup> /min*50m*75kw	3300V
	7号 配水ポンプ	電業社機械製作所	横軸両吸込渦巻ポンプ	φ 250*150	5.0m <sup>3</sup> /min*50m*75kw	3300V
	8号 配水ポンプ	電業社機械製作所	横軸両吸込渦巻ポンプ	φ 250*200	7.0m <sup>3</sup> /min*50m*90kw	3300V
	1号 矢田山送水ポンプ	電業社機械製作所	横軸両吸込渦巻ポンプ	φ 250*150	7.0m <sup>3</sup> /min*110m*200kw	3300V
	2号 矢田山送水ポンプ	電業社機械製作所	横軸両吸込渦巻ポンプ	φ 250*150	7.0m <sup>3</sup> /min*110m*200kw	3300V
	1号 汚泥移送ポンプ	太平洋機工	無閉塞スクリュエ-渦巻汚泥ポンプ (ヒト、ロスタルホ、ソフ)	φ 100*80	0.571m <sup>3</sup> /min*19m*7.5kw	200V
	2号 汚泥移送ポンプ	太平洋機工	無閉塞スクリュエ-渦巻汚泥ポンプ (ヒト、ロスタルホ、ソフ)	φ 100*80	0.571m <sup>3</sup> /min*19m*7.5kw	200V
昭和浄水場 排泥池設備 B3F	3号 汚泥移送ポンプ	太平洋機工	無閉塞スクリュエ-渦巻汚泥ポンプ (ヒト、ロスタルホ、ソフ)	φ 100*80	0.571m <sup>3</sup> /min*19m*7.5kw	200V
	1号 送水ポンプ	エバラ	多段渦巻ポンプ	φ 40*40	0.1m <sup>3</sup> /min*72m*3.7kw	200V
	2号 送水ポンプ	エバラ	多段渦巻ポンプ	φ 40*40	0.1m <sup>3</sup> /min*72m*3.7kw	200V
山田第1配水池	1号 送水ポンプ	電業社機械製作所	多段渦巻ポンプ	φ 40*40	0.1m <sup>3</sup> /min*61m*3.4kw	200V
	2号 送水ポンプ	電業社機械製作所	多段渦巻ポンプ	φ 40*40	0.1m <sup>3</sup> /min*61m*3.4kw	200V
山田第2配水池	1号 送水ポンプ	電業社機械製作所	多段渦巻ポンプ	φ 50*50	0.27m <sup>3</sup> /min*74m*5.5kw	200V
	2号 送水ポンプ	電業社機械製作所	多段渦巻ポンプ	φ 50*50	0.27m <sup>3</sup> /min*74m*5.5kw	200V
東明寺ポンプ場	1号 配水ポンプ	エバラ	ステンレス多段渦巻ポンプ	φ 50*50	0.3m <sup>3</sup> /min*91m*5.5kw	200V
	2号 配水ポンプ	エバラ	ステンレス多段渦巻ポンプ	φ 50*50	0.3m <sup>3</sup> /min*91m*5.5kw	200V
矢田山第4配水池	1号 送水ポンプ	エバラ	横型多段タービンポンプ	φ 80*80	0.8m <sup>3</sup> /min*72m*15kw	200V
	2号 送水ポンプ	エバラ	横型多段タービンポンプ	φ 80*80	0.8m <sup>3</sup> /min*72m*15kw	200V

## その他の業務

### (1) 施設見学者の対応補助

#### 主な作業内容

浄水場施設見学者の施設案内及び対応補助

浄水場見学者受け入れ時の準備及び後片付け

## 浄水場等年間運転管理指標及び薬品等基準値

## 1 施設能力及び年間運転管理指標（令和6年度の運転実績(統計)を基に作成）

施設名	配水施設能力	取水量		配水量	
		日平均	日最大	日平均	日最大
	( $\text{m}^3/\text{日}$ )				
昭和浄水場	30,200	10,804	12,802	15,228	17,397

## 2 薬品使用量（令和6年度の運転実績(統計)を基に作成）

施設名	次亜塩素酸ナトリウム		PAC	
	日平均		日平均	
	( $\text{kg}/\text{日}$ )	( $\text{ppm}/\text{日}$ )	( $\text{kg}/\text{日}$ )	( $\text{ppm}/\text{日}$ )
昭和浄水場	170.58	14.90	89.33	7.80

## 3 水質の保証及び管理目標値

水質保証（表－1）

項目	水質	採水箇所
味	異常でないこと	浄水施設出口
臭気	異常でないこと	
色度	異常でないこと	
濁度	異常でないこと	
残留塩素濃度	0.6～1.1 $\text{mg}/\ell$ 程度	

水質管理目標値（表－2）

項目	水質	採水箇所
味	異常でないこと	浄水施設出口
臭気	異常でないこと	
色度	1度以下	
濁度	0.10度以下	
残留塩素濃度	0.6～1.0 $\text{mg}/\ell$ 程度	